参考様式３　特殊関係等確認票

**社会福祉法人○○○会　特殊関係等確認票**

※以下に該当する方が当法人の評議員、理事及び監事に含まれるかについて、御記載をお願いいたします。　　　　　　　　　　(　　　　年　　月　　日現在)

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな　氏　 名 | 該当箇所を○で囲み、該当者氏名を記載してください。 |
| １ | 配偶者又は三親等内の親族 | 無 | 有　：（例）中京　花子　理事 |
| ２ | 1. 事実上婚姻関係と同様の事情にある方
 | 無 | 有　： |
| 1. 雇用関係にある方
 | 無 | 有　： |
| 1. ①②に掲げる者以外であなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している方
 | 無 | 有　： |
| 1. ②③に掲げる者の配偶者
 | 無 | 有　： |
| 1. ①②③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にしている方
 | 無 | 有　： |
| ⑥　ご自身が役員(※)となっている他団体(社会福祉法人は除く)の役員(※)又は職員（※業務を執行する社員を含む） | 無 | 有　：（例）京都　太朗　理事 |
| ３ | ***他団体等との兼職及び兼務の状況について*** |
| 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に理事・監事又は職員として勤務されている場合他の社会福祉法人の理事・監事に就任又は職員として勤務している場合 | 名称／役職等 | （例）宗教法人○○　責任役員公益財団法人△△　理事社会福祉法人□□　監事独立行政法人◇◇　職員株式会社☆☆　代表取締役◎◎市～局　職員 |
| ４ | ***関連当事者に関する事項について*** |
| 1. ご自身と当社会福祉法人との間の不動産賃貸や物品売買等の取引
 | 無 | 有　：（例）土地　～円／月 |
| 1. ご自身が保有する株式により議決権の過半数をしめる会社と当社会福祉法人との取引
 | 無 | 有　：  |

（参考）

１　社会福祉法第４０条第１項

　　次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。

　一　法人

　二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

　三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　四　前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

　五　法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　社会福祉法第４０条第４項

　　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

３　社会福祉法第４０条第５項

　　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

４　社会福祉法第４４条第１項

　　第４０条第１項の規定は役員について準用する。

５　社会福祉法第４４条第６項

　　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

６　社会福祉法第４４条第７項

　　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。